

B 3 - 6 6
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . B 3 - 3 - 0
鹿 人 少 第 3 0 1 9 号
鹿 鑑 第 3 1 号
令 和 7 年 4 月 1 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 人身安全二係 TEL ■■■■

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律等の運用上の留意事項等について（通達）

標記の件については、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律等の施行及び同施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）」（平成26年4月25日付け鹿生企第181号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、別添のとおり警察庁生活安全局人身安全・少年課から示されたことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和7年4月17日から施行し、旧通達は令和7年4月16日限り廃止する。

別添



原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長
警察大学校刑事教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁人少発第211号、丁鑑発第543号
令和7年3月14日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁刑事局犯罪鑑識官

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律等の運用上の留意事項等について（通達）

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）の実施については、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号。以下「政令」という。）、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令（平成26年外務省令第1号）、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第3項の規定に基づき外務大臣が都道府県警察に求める措置に関する省令（平成26年外務省令第2号。以下「所在特定措置要請に関する省令」という。）等においてそれぞれ必要な手続が定められているところ、運用上の留意事項等については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏なきようにされたい。

なお、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく行方不明者発見活動等について（通達）」（令和2年2月20日付け警察庁丁生企発第99号ほか）、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく情報提供の求めについて（通達）」（令和2年2月20日付け警察庁丁生企発第100号ほか）及び「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく警察上の援助の求めについて（通達）」（令和2年2月20日付け警察庁丁生企発第101号）は廃止する。

記

1 ハーグ条約の概要

(1) 基本的考え方

監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の移動について、そのような移動は子の利益に反し、また、監護の権利の所在を決着させるための手続は常居所地国で行われるべきであるとされている。

(2) 子を常居所地国に戻すための国際協力の仕組み

監護の権利が侵害されて子を連れ去られたと主張する者が、中央当局（我が国においては、外務大臣）に対して当該子の返還援助の申立てをした場合、子が現に所在する国の中央当局は、当該子の所在を特定するなどの適当な措置を迅速に執り、当該子を連れ去られた者が子の返還を求める司法当局等の手続を執るための便宜を与えろといった措置を執ることとされている。また、当該司法当局等により当該子の返還が命じられた場合には、中央当局は、当該子を常居所地国に安全に返還するための措置を執る義務を負うこととされている。

なお、ハーグ条約に基づく手続においては、子を常居所地国に返還することが原則であるが、子が心身に害悪を受け、又は他の耐えがたい状態に置かれるなどの事由がある場合には、子が現に所在する国の司法当局等は子の返還を拒否することができることとされている。

2 行方不明者発見活動の実施

(1) 情報の提供の求め先

法第5条第1項（法第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）は、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者（以下「申請に係る子等」という。）の氏名又は住所若しくは居所に関する情報の提供の求め先として「地方公共団体の長その他の執行機関」を定めているが、法第5条第3項において、外務大臣は、同条第2項の規定により提供された情報を都道府県警察に対して提供して、申請に係る子等の所在を特定するために必要な措置を求めることとされていることから、同条第1項に基づく情報の提供の求めが都道府県公安委員会又は都道府県警察に対して行われることは想定されていないことに留意すること。

(2) 行方不明者発見活動に関する規則に基づく措置

法第5条第3項の規定に基づき、外務大臣が都道府県警察に対し行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）による措置を求めた場合、規則第30条においては、警察署長は、行方不明者に係る届出がなされていない場合であっても、生活の本拠を離れその行方が明らかでない者であって他の法令に基づき行方の調査等を求められたものについて、規則による措置を執ることができる旨規定している。

所在特定措置要請に関する省令第1条において外務大臣から措置を求められる都道府県警察並びに当該都道府県警察が執るべき措置の内容及び具体的手続については、別添「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律等に基づく行方不明者発見活動等の実施要領」に定めているところ、各都道府県警察にあっては、同要領に基づき、条約締約国としての義務の履行に資するよう的確な行方不明者発見活動等に努められたい。

(3) 捜査との関係

法第5条第3項の規定に基づき申請に係る子等の所在に関する情報が警察に提供されるのは、子の返還に関する援助という目的を達成するためであり、捜査目的のために使用されることは想定していない。したがって、同項の規定に基づき申請に係る子等の所在に関する情報を把握した場合において、当該情報を捜査の目的で用いる必要があるときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続によら

ねばならないことに留意すること。

3 外務大臣への子の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供

(1) 情報の提供の求め先

法第15条第1項は、子の社会的背景に関する情報の提供の求め先として「地方公共団体の長その他の執行機関」を定めているが、政令第3条第3号において「警視総監又は道府県警察本部長」（以下「警察本部長」という。）が当該求め先として規定されていることに鑑み、法第15条第1項に基づく情報提供の求めが都道府県公安委員会に対して行われることは想定されていないことに留意すること。

(2) 情報の提供の求めの形式

情報の提供の求めに当たっては、子及び法第15条第1項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者（以下「外国裁判手続の当事者」という。）の人定事項、当該都道府県警察の警察職員が職務を遂行したと認められる時期及びその概要並びに警察本部長に対して提供を求める情報が記載された書面が外務大臣から送付されることとなるところ、その内容について確認を要する場合には、外務省に対して、情報の補足又は説明を求めること。

この点、外務省との取決めにより、法第15条第1項に基づく外務大臣から子の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供の求めは、別記様式第2号による書面により実施されるところ、同様式中、「警察職員が職務を遂行したと認められる時期及びその概要」欄には、外国裁判手続の当事者が当該外国裁判所等の手続において、子に対する虐待、配偶者である外国裁判手続の当事者の一方からの暴力等について警察に相談していたと申し立てた場合には、警察職員が相談に対応したと思量される時期及び外国裁判手続の当事者の主張内容が記載されることとなる。また、「提供を求める情報」欄には、「警察職員が職務を遂行したと認められる時期及びその概要」欄の記載内容に対応した情報が記載され、当該情報の提供が警察本部長に対して求められることとなる。

(3) 警察が提供する情報の範囲

外務省との申合せにより、外務大臣が警察本部長に対して求めることができる情報は、「当該都道府県警察の職員が少年の健全な育成、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（同条に規定する生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力をいう。）による被害の発生の防止等に関する職務を遂行する過程において取得した子の生活及び取り巻く環境の状況に関するもの」とされたことから、外務大臣への情報の提供に当たって参考とすること。

なお、提供を求められた情報が、当該都道府県における情報の公開に関する条例に基づき開示しないこととする情報に該当する情報（当該情報が個人に関する情報であるときは、子及び外国裁判手続の当事者に係るものを除く。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第124条に規定する刑事事件若しくは少年

の保護事件に係る裁判又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に相当する情報又は刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類若しくは押収物に記録されている個人情報その他の法第15条第2項第1号又は第2号のいずれか若しくはいずれの号にも該当しない情報であった場合には、外務大臣に対して情報の提供を行わないこと。また、この場合において、警察本部長は、外務大臣から提供を求められた情報が同条第2項第1号又は第2号のいずれか若しくはいずれの号にも該当しないと判断した場合においては、外務大臣に対してその理由を示すこと。

(4) 情報の提供の方法

警察本部長は、情報の提供を行う場合には、関係書類の写し又は該当する情報を要約して記載した書面を送付することにより行うこと。

(5) 外務大臣による説明の求め

ハーグ条約第11条において、条約締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行うこととされ、当該司法当局又は行政当局が、当該手続の開始の日から6週間以内に子の返還についての決定を行うことができない場合には、子の返還を確保するために援助の申請を行った者は、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利を有し、要請を受けた中央当局は、関係機関・団体等に対して遅延の理由を明らかにするよう求めることができることとされている。

このため外務大臣は、同条約の定めを的確に実施するために、警察本部長に対して情報の提供の求めを行った日から一定の期間（実務上10日間）を経過した場合には、情報の提供を行うまでに要する見込み日数及び作業の進捗状況について警察本部長に説明を求めることがあるところ、外務大臣から説明を求められた場合には誠実に対応すること。

なお、上記の運用は、外務大臣が情報の提供の求めを行った日から10日以内に警察本部長は情報の提供を行わなければならないという趣旨ではないことを申し添える。

4 執行官に対する警察上の援助

(1) 援助の求めの要件

執行官が法第140条第2項に基づき警察上の援助を求めることができるのは、同条第1項において準用する民事執行法（昭和54年法律第4号）第175条第1項又は第2項の規定による行為（以下「解放実施」という。）をするに際し抵抗を受ける場合であって、かつ、その抵抗を排除する必要があるときである。

よって、援助の要請を受けた警察署長は、子、子を監護している者（以下「債務者」という。）及び返還実施者（債務者に代わって連れ去り等の時に常居所を有していた国に子を返還する者をいう。）の人定事項を確認し、また、客観的に示された債務者の粗暴性や債務者が抵抗する具体的背景事情等の援助を求める具体的事由を執行官に確認し、援助の求めが法に照らし適切なものか検討した上で、要請内容について確認を要する場合には、執行官に対して、情報の補足又は説明を求めること。

(2) 援助の求めの方法

援助の求めは、原則として、子の解放実施場所の所在地を管轄する警察署長に対

して執行官が行うことを想定している。

この点、最高裁判所事務総局民事局との取決めにより、法第140条第2項に基づき、解放実施をするに際し抵抗を受けることにより警察上の援助を求める必要を生ずるおそれがある時は、執行官は、あらかじめ、別記様式第3号による書面により、解放実施場所を管轄する警察署長に通知することとされている。

また、執行官が、解放実施に際し抵抗を受けた場合は、警察上の援助の求めを解放実施場所を管轄する警察署長に対して行うことができるほか、そのいとまがないときは、直接最寄りの警察官に対して援助の求めを行うことができることとされていることに留意すること。

(3) 援助の内容

執行官の強制執行は、執行官がその権限と専門的な知識に基づき行うべきものであり、法第140条第2項に基づく警察上の援助とは、執行官による強制執行に際して、当該強制執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の法律により本来与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。したがって、法第140条第2項の規定は、援助する警察官に新たな法的権限を与えるものではなく、すなわち、警察官が、執行官の権限行使を補助又は代行する趣旨のものではない。よって、援助する警察官は、警察法第2条の責務の範囲においてその権限を行使することとし、子及び関係者の生命等に対し危険が切迫しているなどの場合を除き、子の引離し行為に従事すべきものではないことに留意すること。また、債務者の住居に立ち入る場合には、警察官職務執行法第6条第1項に該当しない限り、当該債務者の承諾を得て執行官と共に立ち入ること。

(4) 各部門との連携

援助を行うに当たっては、援助に従事する職員への公務執行妨害等の事件に発展する可能性もあることから、各部門が連携した上で、組織的対応を図ること。

(5) 民事執行法に定める警察上の援助

民事執行法第174条第2項に基づき、子についての監護の権利を侵害された者（以下「債権者」という。）は、債務者に対し、債権者に子を返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができることとされている。

このため、家庭裁判所による子の返還命令に債務者が従わないなどの場合には、子の返還の強制執行が行われることとなり、執行官は、解放実施をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、民事執行法第6条第1項に定める警察上の援助（同法第174条に定める子の引渡し of 強制執行に関するものに限る。）を求めることができることとされている。この点、その運用上の手続については、法に基づき執行官から警察上の援助の要請がなされた場合と同様であり、またその要請の方法についても前記(2)のとおり、最高裁判所事務総局民事局との取決めにより、執行官が、あらかじめ、別記様式第3号による書面により、解放実施場所を管轄する警察署長に通知することとされていることに留意すること。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律等に基づく行方不明者発見活動等の実施要領

1 目的

本要領は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）第5条第3項（法第20条において準用する場合を含む。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第3項の規定に基づき外務大臣が都道府県警察に求める措置に関する省令（平成26年外務省令第2号。以下「所在特定措置要請に関する省令」という。）に基づき、外務大臣から都道府県警察に対して行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）による措置を求められた場合における都道府県警察が執る措置の内容及び具体的手続を定めることを目的とする。

2 措置の対象となる者

法第4条第2項第1号の外国返還援助申請において返還を求められている子又は法第16条第2項第2号の日本国面会交流援助申請において面会その他の交流を求められている子及び当該子と同居している者（以下「申請に係る子の同居者」という。）（以下「申請に係る子等」という。）

3 担当都道府県警察の指定

所在特定措置要請に関する省令第1条において外務大臣から措置を求められる都道府県警察は警視庁とする。

4 措置警察署長の指定等

この要領において、「措置警察署長」とは、警視庁生活安全部長が指定する警察署長とする。

警視庁生活安全部長は、措置警察署長を指定したときは、警察庁生活安全局人身安全・少年課長（以下「警察庁人身安全・少年課長」という。）及び各道府県警察本部長に対し、指定した警察署長を通知するものとする。

5 措置警察署長の執る措置についての総論

措置警察署長の執る措置については、本要領に定めるほか、行方不明者届を受理した警察署長の執る措置についての規則の規定を準用するものとする。

6 措置の求めへの対応

(1) 書面の送付

警視庁生活安全部長は、警察庁人身安全・少年課長を通じて外務大臣から所在特定措置要請に関する省令第1条の書面（以下「依頼書」という。）を受領した場合には、当該書面に添付された資料（以下「添付資料」という。）と共に措置警察署長に当該書面を送付するものとする。

(2) 措置警察署長による行方不明者届受理票の作成等

依頼書及び添付資料の送付を受けた措置警察署長は、申請に係る子等について、依頼書及び添付書類等を参考にして行方不明者届受理票を作成することとし、併せ

て警視庁の行方不明者発見活動主管課長（規則第8条第1項の行方不明者発見活動主管課長をいう。以下「警視庁主管課長」という。）に対し、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）による行方不明者登録を依頼するものとする。

依頼書の送付を受ける前に、他の警察署長が申請に係る子等についての行方不明者届を受理している場合には、措置警察署長は、当該行方不明者届を受理した警察署長に対して連絡を行い、行方不明者届受理票の引継ぎを受けるものとする。

(3) 外務大臣による要請又は通知

措置警察署長は、外務大臣から規則による措置を求められた場合であって、併せて次に掲げる措置を求められ、又は内容を通知されたときは、行方不明者届受理票及び行方不明者登録票にその旨を記載するものとする。

ア 規則第14条第1項又は第25条第2項の規定による措置を執らないこと。

イ 外国返還援助申請（法第5条第3項を法第20条において準用する場合は、日本国面会交流援助申請）を行った者（以下「申請者」という。）が、外務大臣に対して申請に係る子の同居者と接触しないことを希望していること。

(4) 追加の情報の求め

措置警察署長は、行方不明者届受理票等の作成に当たり、申請に係る子等について追加の情報を入手する必要がある場合には、警視庁生活安全部長及び警察庁人身安全・少年課長を通じて、外務大臣に必要な情報の提供を求めるものとする。

7 申請に係る子等の発見のための活動

(1) 警察活動を通じた行方不明者の発見活動

法は、民事上の側面について規定しており、また、国内事案以上の対応を求めるものではないことから、原則として、法によって規則に基づく活動以上の対応が求められるものではない。また、申請に係る子等が規則第2条第2項各号に掲げる要件を満たさない場合は、規則第12条により、警察職員は、警ら、巡回連絡、少年の補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動に際して、申請に係る子等の発見に配慮するものとする。

(2) 措置警察署長による申請に係る子等に係る資料の公表

措置警察署長は、外務大臣から規則第14条第1項の規定による措置を執らないことを求められたときは、当該措置を執らないものとする。

8 発見時における措置

(1) 申請者の希望に配慮した措置

警察職員は、申請者が外務大臣に対して申請に係る子の同居者と接触しないことを希望していることを通知された場合は、当該希望に配慮しつつ措置を執るものとする。

(2) 発見地警察署長による連絡のあっせんに関する措置

規則第25条第1項に規定する警察署長（以下「発見地警察署長」という。）は、同条第2項の規定による措置を執らないことを求められたときは、当該措置を執らないものとする。

(3) 措置警察署長による届出人に対する通知に関する措置

措置警察署長は、他の者から申請に係る子等についての行方不明者届を受理している場合には、当該他の者に対して規則第26条第1項に定める事項の通知をしないものとする。

(4) 行方不明者発見票の作成

警察職員は、申請に係る子等を発見し又はその死亡を確認したときは、規則第25条第1項に基づき、速やかに発見地警察署長にその旨を報告するものとする。また、報告を受けた発見地警察署長は、次に掲げる場合において、それぞれ各号に定める事項を記載した行方不明者発見票を作成するものとする。

ア 申請に係る子等を発見した場合

(ア) 申請に係る子等を発見した年月日時、場所及び状況

(イ) 申請に係る子等の住所又は居所。ただし、住所又は居所が不明の場合には、その旨

(ウ) 発見時の申請に係る子等の申立て内容等（申請に係る子等がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等又は同条第4項に規定するストーカー行為、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力をいう。）等を理由にその所在を申請者に知られないことを求め又は知られることを懸念している場合には、その旨を含む。また、警察職員による接触がない場合において、周辺住民等からの情報提供その他の方法により申請に係る子等が当該意思又は懸念を有していると判断されるときは、その旨を含む。）

(エ) 申請に係る子等に関する措置（警察職員による接触があった場合に限る。）

イ 申請に係る子等の死亡を確認した場合

申請に係る子等を発見した年月日時及び場所

(5) 措置警察署長への通知

(4)の報告を受けた発見地警察署長は、速やかに、措置警察署長に対して規則第25条第4項各号に掲げる事項を通知することとし、措置警察署長は、警視庁主管課長に対し、システムによる行方不明者解除登録を依頼するものとする。この場合において、申請に係る子等から聴取した事項については、可能な限り詳細に通知するものとする。

なお、当該通知については、各都道府県警察の実情に応じ適宜の様式を用いることとして差し支えない。

(6) 警察庁に対する通知

警視庁主管課長は、規則第27条第1項の規定により措置警察署長から申請に係る子等を発見し又はその死亡を確認した旨の報告を受けたときは、同条第2項の規定によるほか、別記様式第1号により、速やかに警察庁人身安全・少年課長に対して通知するものとする。

9 措置の求めの撤回への対応

(1) 書面の送付

警視庁生活安全部長は、警察庁人身安全・少年課長を通じて外務大臣から申請に係る子等の所在を特定する必要がなくなった旨の書面（以下「撤回書」という。）を受領した場合には、措置警察署長に対して当該書面を送付するものとする。

(2) 措置警察署長による行方不明者発見票の作成等

撤回書の送付を受けた措置警察署長は、申請に係る子等について、届出が取り下げられた場合に準じて行方不明者発見票を作成することとし、併せて警視庁主管課長に対し、システムによる行方不明者解除登録を依頼するものとする。

10 雑則

警視庁生活安全部長は、措置警察署長を変更する場合は、警察庁人身安全・少年課長と協議の上、警察庁人身安全・少年課長及び各道府県警察本部長に対し、変更の理由及び変更後における措置警察署長を通知するものとする。

別記様式第1号

依頼日	年 月 日 ()		
申請に係る子	発見・未発見の別	----- 発 見 ----- 生存確認 死亡確認	未発見
	フリガナ氏名		
申請に係る子の同居者	発見・未発見の別	----- 発 見 ----- 生存確認 死亡確認	未発見
	フリガナ氏名		

発見 (死亡確認) 年月日時	年 月 日 午(前・後) 時 分 (死亡の場合は、死亡推定年月日時) 年 月 日 午(前・後) 時 分
発見 (死亡) の場所	
発見 の状況	
申請に係る子等 の住所又は居所	
発見時の 申請に係る子等 の申立て内容等	
申請に係る子等 に関する措置	

		年 月 日 第 号	
殿			
		外務大臣 (印)	
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）第15条第1項（第25条において準用する場合を含む。）に基づき、下記のとおり情報の提供を求めます。 記			
1 子の情報	フリガナ氏名		
	生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	
	連れ去られ、又は留置される前の日本国内における常居所		
2 子の日本国への返還に関する外国裁判手続の当事者の情報	(1)	フリガナ氏名	
		生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女
		日本国における住所（現在、日本国内に居住していない場合は過去の日本国内の住所）	
	(2)	フリガナ氏名	
		生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女
		日本国における住所（現在、日本国内に居住していない場合は過去の日本国内の住所）	
3 警察職員が職務を遂行したと認められる時期及びその概要			
4 提供を求める情報			
5 備考			

【本件担当】

外務省領事局ハーグ条約室（担当名）

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1

電話番号 03-5501-8000（内線****）

03-5501-8466（直通）

FAX番号 03-5501-8527

【機密性2】

年 月 日																																									
警察署長 殿																																									
地方裁判所 執行官 (印)																																									
☐ 民事執行法（昭和54年法律第4号）第6条第1項に基づき、下記のとおり援助を求めます。（注1） ☐ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）第140条第2項に基づき、下記のとおり援助を求めます。（注1）																																									
記																																									
1 実施予定日時	年 月 日 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時																																								
2 実施場所																																									
3 関係者	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(1) 債務者</td> <td>フリガナ名 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日・性別</td> <td>年 月 日 (歳) 男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td>国籍／本籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2) 子 (注2)</td> <td>フリガナ名 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日・性別</td> <td>年 月 日 (歳) 男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td>国籍／本籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 債権者 (注3)</td> <td>フリガナ名 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日・性別</td> <td>年 月 日 (歳) 男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td>国籍／本籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(4) 返 還 実施者 (注4)</td> <td>フリガナ名 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日・性別</td> <td>年 月 日 (歳) 男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td>債権者との関係</td> <td>本人・本人以外（子との関係： ）</td> </tr> <tr> <td>国籍／本籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所及び日本における居所</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 債務者	フリガナ名 氏		生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	国籍／本籍		職 業		住 所		(2) 子 (注2)	フリガナ名 氏		生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	国籍／本籍		住 所		(3) 債権者 (注3)	フリガナ名 氏		生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	国籍／本籍		住 所		(4) 返 還 実施者 (注4)	フリガナ名 氏		生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	債権者との関係	本人・本人以外（子との関係： ）	国籍／本籍		住所及び日本における居所	
(1) 債務者	フリガナ名 氏																																								
	生年月日・性別		年 月 日 (歳) 男 ・ 女																																						
	国籍／本籍																																								
	職 業																																								
	住 所																																								
(2) 子 (注2)	フリガナ名 氏																																								
	生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女																																							
	国籍／本籍																																								
	住 所																																								
(3) 債権者 (注3)	フリガナ名 氏																																								
	生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女																																							
	国籍／本籍																																								
	住 所																																								
(4) 返 還 実施者 (注4)	フリガナ名 氏																																								
	生年月日・性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女																																							
	債権者との関係	本人・本人以外（子との関係： ）																																							
	国籍／本籍																																								
	住所及び日本における居所																																								
4 援助を求める具体的事由（注5）																																									
5 添付書類（注6）																																									
6 備 考																																									

【機密性 2】

- (注 1) 記 1 から 4 までについては、執行官において、引渡実施又は解放実施の申立書及び添付書類等から把握することができる範囲で記載する。
- (注 2) 対象者が複数ある場合には、別紙又は本欄を拡張して使用することは差し支えない。
- (注 3) 債権者の他に実施場所への出頭が見込まれる者（例えば、債権者の手続代理人や出頭代理人）がいる場合には、別紙又は本欄を拡張して使用するなど、適宜の方法で記載する。
- (注 4) 解放実施に際し、返還実施者が債権者と異なる場合には、本欄に記載する。
- (注 5) 援助を求める具体的事由として、債務者の粗暴性等などを具体的に記載することが考えられる。
- (注 6) 添付書類として、債務者等が抵抗する具体的背景事情が分かる書類を提供することが考えられる。例えば、子の引渡しを命じる審判書や子の返還を命ずる終局決定の決定書などが考えられるが、援助請求に必要な関係者のプライバシーに関わる情報が含まれていることが想定されるため、情報提供するに当たっては留意する必要がある。